

さとうみ磯浜のご利用について

● さとうみ磯浜

- ① 利用日：通年
- ② 門扉の開閉時間：外海部分 常時閉鎖
内海部分 原則9：00から17：00まで（夜間閉鎖）

さとうみ磯浜利用のきまり

- ①磯浜は滑りやすく、また、付着した貝殻や石と石の間隙などの危険が伴います。
リスクがあることを認識し、自己責任を前提とした利用をお願いいたします。
- ②保護者の付き添いのない小学生未満の子供だけの立ち入りは禁止です。
- ③バーベキューや花火など火気の使用は禁止です。
- ④ゴミは設置せず、お持ち帰りください。
- ⑤遊泳及びジェットスキー、ボート、カヤック等の使用を禁止です。
（ただし、指定管理者主催イベントや行為許可に基づくボート等の使用は除く。）
- ⑥動植物の採取は原則禁止です。
ただし、イベントや観察等指定管理者が承諾した場合は除きます。
- ⑦バイクやスケボーは乗り入れ禁止です。ただし、車イス、自転車は乗り入れ可能です。
自転車は歩いている方のご迷惑とならないよう、スピードを落として走行してください。
- ⑧ペットの持込みは可能とする。また、ターフや小型テント等の使用は可能とする。

（タイドプール・外海部分）

- ① 常時立ち入り禁止です。ただし、以下の場合は使用を認める。
 - ・レクチャーを受けた方が行う釣りについては、磯釣りのみ可能とし、
周囲に危険を及ぼす恐れのある投げ釣りなどは禁止とする。
 - ・指定管理者に事前利用申し込みを行った場合。
レクチャーを受けて、指定管理者が門扉の開閉を行なうことにより入場を認める。
ただし、最終閉鎖時間は15：45を原則とするが、事前申し込み時に調整をする。
 - ・当日利用の場合。
下記の「レクチャーを実施する期間・曜日」を案内の上、レクチャーを受けた後、
指定管理者が門扉の開閉を行うことにより入場を認めることとする。
- ※レクチャーを実施する期間・曜日：3月1日から11月30日までの土日祝
時間帯：午前1回（9：30）
午後1回（13：30）

（前島部及び海浜植物育成区域）

- ① 通常時立ち入り禁止とする。

● 非常時対応

① 気象警報発令時（阪南市または岬町域）

- 波浪注意報、雷注意報が発表された場合は、十分注意し、できれば安全な場所に退避してください。
- 波浪警報、高潮注意報及び警報、津波注意報及び警報が発表された場合、ご利用者様を区域外に退避させ、門扉を施錠します。係員の誘導には速やかに従ってください。尚、大雨洪水注意報、警報では利用中止としないが、発表にかかわらず、雨の状況により滑りやすく危険と判断した場合は、同様に利用中止し、門扉を施錠します。